

## 第16回 みんなで創る自治基本条例町民会議 会議録（要旨）

開催日時 平成22年1月18日（月）18：30～21：00  
開催場所 しゃきっとプラザ集団健診ホール  
出席委員 大原委員、杉原委員、岡本委員、大江委員、松浦委員、清野委員、西島委員、菅野委員、宮田委員、村上委員、三浦委員、高崎委員、吉田委員、竹下委員  
アドバイザー 水澤アドバイザー

### 1 開会

### 2 第15回会議録（要旨）について

事務局作成のとおりで基本的に了承。修正等あれば事務局まで連絡願う。

### 3 コミュニティ・協働のたたき台について

起草部会で作成したたたき台の内容について協議した。委員から出された意見、アドバイザーからのアドバイス等を踏まえ、起草部会で再度整理することとした。

#### <起草部会委員よりたたき台について説明>

別添「コミュニティ・協働のたたき台」により説明

#### <質疑等>

（委員）

自治区を想定しているのかイメージがつかめない。

（起草部会委員）

起草部会でも議論となった。結論は、現状で協議会や自治区を設置することは困難であると判断した。美幌の自治会活動はしっかり取り組んでいると認識している。将来的に制度化するかどうかも含めて検討していくことが必要。

（事務局）

前回の会議の中でも町内の横の連携が不足しているという意見があった。起草部会でも、まずは既存の組織の横のつながりを強化することが必要であり、協議会や自治区についてすぐに条例化するのは厳しいという考えに至った。しかし、現状のままでいいという訳ではなく、何らかの取り組みが必要だと考えた。

（アドバイザー）

協議会を設置するかしないかは、まだ確定でなくてもよいのではないかと。もう少し時間をかけて議論しても良いと思う。結論が出なければ、条例策定後に設置されるであろう町民委員会に引き継ぐことも可能ではないか。

（委員）

【解説・考え方】の中に「将来的」（P2 の下から9行目）とあるが、期間はどのぐらいを想定しているのか。

（起草部会委員）

どのぐらいの期間かという議論はしていない。個人的にはそんなに永い期間とは考えていない。

（委員）

「参加」だけでなく「参画」することが大切である。

（事務局）

地域協議会があくまでも町民の自主運営の組織でなくては意味がない。地域協議会などを最初から条文化することが理想だが、条文化するということは、条例を制定すると同時に動き出さなくてはならないということである。もう一つの手法としては、「このような組織をつくることできる」と規定する方法がある。実際に条文化すると、どのように実施していくのか具体的に詰めていかないと「絵に描いた餅」になってしまうため、最初から条文化することは難しい。将来的というのは、ずっと先の将来ではない。仮に、将来実施するのであれば、これは民間、これは町民、これは行政といった仕分け作業や調整役が必

要であり、そのためにモデル的に実施することが考えられる。モデル的に実施し、経過を見ながらそれを広げるために条例化することが考えられる。もし、今後議論していく中で条文化すべきということであれば、条文化に向けて考えていくことになると思う。

(副委員長)

本日の議論等を踏まえて、起草部会で再度たたき台について協議し、後日提示することとしたい。

#### 4 総則、情報共有のたたき台（修正）について

起草部会で作成した「総則」及び「情報共有」のたたき台の修正版について協議した。委員から出された意見、アドバイザーからのアドバイス等を踏まえ、起草部会で再度検討し、必要であれば修正のうえ、現時点での町民会議のたたき台として役場の庁内検討委員会に送り込み、検討してもらうこととした。

#### <起草部会委員よりたたき台（修正）について説明>

前に「総則」「情報共有」のたたき台について議論いただき、それを基にたたき台を修正した。総則と情報共有については、今回のいただく意見により修正したものを、庁内検討委員会に送り込み検討してもらった後、町民会議に戻してもらう。再度町民会議で検討のうえ、中間報告会へ向けた、たたき台としたい。

内容については、別添「総則のたたき台（修正）」「情報共有のたたき台（修正）」により説明。

#### <質疑等>

「目的」について  
特に意見なし。

(アドバイザー)

- ・「目的」の【解説・考え方】の「②地域の課題は・・・」とあるが、前段は町民自らが解決すると書いてあるのに対し、後段は一部を議会や町長に信託となっている部分に矛盾を感じた。条文では「町民主体の自治を実現することを目的とします」と書いてあるため、その説明として「町民は、美幌町のまちづくりの主体であり、まちづくりの一部を議会や町長に信託しましたが、まちづくりの主体はあくまで町民であることを確認するために「町民主体の自治を実現すること」を目的としました」などとした方が分かりやすいのではないか。
- ・③の削除した部分に、「美幌町のまちづくりの」と入れて、条文と同じような表現にした方が理解しやすいのではないか。
- ・「役割を分担し」とあるが「担い」の方がすっきりすると思う。
- ・条文の構成にあわせて、【解説・考え方】の3段目と4段目を入れ替えた方が良いのではないか。

#### 「用語の定義」について

(委員)

「協働」について、議会と行政が協力しあうといった表現になっているところがどうなのかと思う。手を結ぶとか結ばないとかではなく協力してまちを創るんだというイメージだ。協働＝協力といった印象を受ける。行政と議会が協力し、それに町民を巻き込むというのは理解できない。

(アドバイザー)

協働の解釈は難しい。個人的には、協働は地域社会の中で課題を解決する手段だと解釈している。住民だけで解決できない課題については、当然、議会や行政が関係してくる。また、ある課題がその地域だけのものなのか、まち全体に係わるものなのかを仕分けする役割、または合意を担うのが地域協議会のような組織だと考える。従来は、地域社会の課題を共有し、担い手の選択をすることがないままに、自治会等が担うということが決まっていたというのが現状で、はじめから、地域社会の課題解決の担い手は自治会等となり、こ

れが協働とされてきた。しかし、地域課題の共有・参加の自治が不明確のため、関心や協力が得られないという課題を抱えていた。従って、順番を変え、地区の課題を地区住民みんなで共有し、解決の担い手を決め、そして地域のみんが協力し、課題解決を行うことが重要になる。前段の「地区の課題を地区住民みんなが共有し、解決の担い手を決める」組織が美幌町では既にあるのであれば、その組織を地域自治の担い手と改めて位置付けるようにしてはどうか。なければ、新たに組織を考えてはどうか。「地域課題の解決と地域のみんが協力する」ことを「協働」と考えては。「行政は、自治会等（以下「コミュニティ」）が行う地域の公共的課題を解決する協働活動を支援その他必要な施策を講じるものとする。また、コミュニティが行う協働活動に町民は協力することに努める。」当然、行政は直接的な支援ではなく、間接的支援を行う。議会は行政がその通り行っているか監視する立場になる。なぜ行政が支援しなければならないかは、地域の自治が機能しなくなると、行政がすべてを担うことになるからだ。

「基本理念」について

特に意見なし

(アドバイザー)

(1)で前段に「地域社会の課題」とあり、後段に「まちづくりの一部」という表現がある。「地域社会」か「まちづくり」に統一したほうが良い。後段を活かすのであれば前段も「まちづくりの課題」としてはどうか。

【解説・考え方】の2・3行目を「・・・基本ですが、まちづくりの一部を選挙を通じて議会と町長に信託しています。負託を受けた議会及び町長はその責務を改めて認識することが必要です」などとした方が分かりやすいのではないか。

(委員)

一部を信託しているといっても、信託している部分は多く、金額にすると一人あたり90万円にもなる。この言葉（一部を信託）の裏にある意味を町民、議会、行政の共通認識としなければならない。簡単な言葉ではない。議会及び行政は、一部しか預かっていないではなく、180億円とか200億円ものお金を信託されていることを理解していなくてはならない。

(委員)

どのように共通認識を持つかは課題のひとつだ。

(アドバイザー)

他のまちの例では中間報告の説明会等で町民に説明した。町民には、「議会や行政に全部信託しているわけではない。残りの部分は自分達でやらなければならない」と説明する。一方で、議会議員や行政職員への中間報告の説明会には「多くのことを信託されている。信託の重さを理解してください」という説明をしている。

(委員)

同じ文章でも受け手によって変わってくる。

(委員)

一部を信託しているが、何を信託しているのか分かりやすくしていかなければならない。

(アドバイザー)

行政や議会が行うべきことは法律に書かれている。従来は、それが行政や議会に信託されている内容である。しかし、法律に書かれていることは全国一律の内容なので、これにプラスして地域の課題に踏み込んだ新たな信託内容を規定してはどうか。もちろん行政や議会だけでなく、住民が自らやらなければならないこともあるので、住民の役割も規定する。従って、新たな信託内容についても自治基本条例に明記されることが望ましい。

「情報共有」について

(委員)

他市町村の条例では、会議の公開の条文に「地方自治法第138条4第3項に規定する審議会」と地方自治法の条文を明記しているところもある。明記していない理由はなにか。

(事務局)

美幌町情報公開条例の表現との整合性を図った。

(委員)

情報公開について全体的に表現が堅苦しいのではないか。市民が読んでも分からないと思う。議会は全ての情報を公開しなければならないと書いてあるが、議会の情報の9割は行政からくるもの。「議会が」「行政が」というのではなく、美幌町そのものが情報共有すべきだといったやわらかい表現が良いのではないか。

(アドバイザー)

表現が堅くなっているのは、間違いなく運用してほしいからである。「公的な会議」などの曖昧な表現では、どの会議が公的で公開なのか明確にならないため、市民の権利も守られなくなる。

(委員)

【解説・考え方】の中で、分かりやすい解説が必要だ。

(起草部会委員)

会議の公開の1に「その他の会議」とあるが、その中には全員協議会、会派代表者会議が想定される。

(委員)

議会の委員会は録音し議事録を作っているが、審議会は要約しか作っていない。公開するためには、審議会でも議事録を作成しなければならない。もう少し議論が必要だと思う。

(委員)

議員は市民から選ばれて出てきており、町の政治を左右する機関であり、行政から出てきたものを決定する機関である。したがって決定までの過程は市民に公開しなければならない。議員の発言は重く、責任もある。

(起草部会委員)

議会の公開とは、行政からの資料を公開するのではなく、議会のなかでの議論を公開するという視点で起草部会で検討した。

(委員)

公的な会議は公開するが、私的な会議は公開しないということになる。例えば、各派代表者会議は代表者以外の議員も傍聴できない。これは私的な会議であるから起こりうること。公的な会議となれば公開しなくてはならない。全国議長会では、全員協議会も公開し、どのような経過で決まったのかについても公開していくという方向だ。残念ながら美幌町はそこまで達してないが、自治基本条例によりどこまでが公的で、どこからが私的なのかを判断しなければならない。また、公開するのであれば、何日前にどのような方法で公開を周知するも考えなくてはならない。

(委員)

これまで公開していない会議を公開するとなると、議事録も作らなければならない。

(アドバイザー)

「情報共有」の中では、原則公開とするということで良いと思う。具体はこの後「議会」についての条文を検討するときに再度議論をしてはどうか。

(起草部会委員)

起草部会では、全員協議会や会派代表者会議は地方自治法の改正により公的な会議に該当させることができるという認識のもとに議論した。

(委員)

了解している。

(起草部会委員)

議会の情報公開に関する部分は、市民会議に参加している5名の議員が議会の中で議論してくれらるということで良いか。

(委員)

それで良い。公開しない会議は私的な会議ということになる。

(副委員長)

総則と情報共有については、起草部会で今回の意見を基に必要であれば修正した後、庁内検討委員会にかけることとしたい。

<出席委員了承>

## 5 町民、町長、職員の役割、責務等について

「町民、町長、職員の役割、責務等」について協議を行った。会議での協議内容等を踏まえ、今後、起草部会において「町民、町長、職員の役割、責務等」のたたき台を作成し、次回（第17回）会議で協議することとした。

事務局より意見の取り纏め結果について、別添資料「「第16回みんなで創る自治基本条例町民会議」委員事前意見取りまとめ結果」「町民、町長、職員の役割、責務等に対する委員からの意見（項目別に整理したもの）」により説明。

（委員）

権利に対し義務があるが、権利だけが過大にとらえられる可能性があるため、注意が必要。また、義務、責務というのではなく積極的に参加するといった表現が良いのではないか。

（委員）

町外に本店がある事業者も町内に目を向けてもらえるような条文を盛り込みたい。

（委員）

事業者は事業の目的がある。その目的の中に、住民への貢献等を含む会社をみんなが利用すれば良い。条例で事業者について盛り込む必要はないと思う。もし事業者を盛り込むなら、その他の団体(宗教団体等)も規定しなければならない。

（委員）

事業者については、責務ではなく、期待もこめて記載しても良いのではないか。

（委員）

社会貢献に対し評価しようという動きがある。「社会貢献しなければならない」ではなく「町に対し社会貢献する事業者に対しては何らかの形で評価する」といった意味の表現にしてはどうか。

（副委員長）

今回の議論を踏まえて、起草部会でたたき台を作成して、後日提示することとしたい。

## 6 次回までの検討課題・次回開催日について

水澤アドバイザーから、次回の検討課題である「行財政運営」について、別添資料「自治基本条例の概要（行財政運営）」により説明。

（事務局）

- ・「行財政運営について、条文に盛り込みたい項目、その具体的な内容や考え方、理由等について意見をいただきたい。
- ・次回会議は、2月1日（月）18:30から、しゃきっとプラザ集団健診ホールで行う。